④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設：事務所・庁舎

ｂ）類似施設：事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設

ｃ）複合用途施設：「ａ）同種施設」と認められる部分が、「３．延床面積」の１／２以上ある施設

２．構造及び階数：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数５階以上

３．延床面積：10,000㎡以上

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途：㋐１．に同じ

２．構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

３．延床面積：3,000㎡以上

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　工事全般の施工計画が適正であること。

⑦　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（種別は建築に限る）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法７条第２号イ、ロに掲げる者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㋑の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「技術提案」、「工事全般の施工計画」並びに「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「鉄骨鉄筋コンクリート工事の施工に関する事項」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　⑵㋐、㋑、㋒の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに⑵㋐の技術提案及び⑵㋑の施工計画並びに⑵㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、⑵㋐の技術提案を行わない者は、⑵㋑、㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　⑵㋐の「鉄骨鉄筋コンクリート工事の施工に関する事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

⑵㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵⑵㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵⑵㋐「鉄骨鉄筋コンクリート工事の施工に関する事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。